社会福祉法人　あけぼの会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法第４５条の３５第１項及び社会福祉法人あけぼの会の定款（以下「定款」という。）第８条及び第２１条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　評議員の報酬等は、定款第８条の規定に定めるとおり、報酬は支給しないものとする。

２　理事及び監事に対しては、定款第２１条の規定にかかわらず。、報酬等は支給しないものとする。

（改　廃）

第３条　この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行なう。

附　則

この規程は平成２９年　６月１８日から施行する。

この規程は平成３０年　６月２４日から施行する。

この規程は令和　４年　６月２３日から施行する。

この規程は令和　５年　６月２１日から施行する。